

泊ふ頭地下駐車場管理規程

制定：令和3年3月29日
那覇港管理組合

1 駐車場の名称

泊ふ頭地下駐車場
(沖縄県那覇市前島3丁目25番)

2 駐車場管理者

- (1) 名 称 那覇港管理組合
- (2) 代表者 管理者 玉城 康裕
- (3) 所在地 沖縄県那覇市通堂町2番1号

3 指定管理者

- (1) 名 称 株式会社 沖縄ダイケン
- (2) 代表者 代表取締役社長 山盛 博文
- (3) 所在地 沖縄県那覇市おもろまち1丁目1番12号

目 次

- 第1章 総 則 (第1条～第5条)
- 第2章 駐車場利用方法及び事故 (第6条～第11条)
- 第3章 駐車料金及び算定等 (第12条～第15条)
- 第4章 引き取り手のない車両の措置 (第16条～第18条)
- 第5章 保管責任及び損害賠償 (第19条～第20条)
- 第6章 雜 則 (第21条～第22条)

第1章 総 則

(通則)

第1条 泊ふ頭地下駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、道路法（昭和27年法律第180号）、那覇港管理組合港湾施設管理条例（平成14年条例第7号。以下「条例」という）及び那覇港管理組合港湾駐車場管理規則（平成14年規則第18号。以下「規則」という）に定めるものの他この規程による。

2 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び条例第26条の2第2項の規定に基づき指定した指定管理者（以下「管理者」という。）が行う。

(駐車場の利用)

第2条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認の上、駐車場を利用するものとする。

(供用時間及び利用可能期間)

第3条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。また、入場し、又は出場することができる時間は午前0時から午後12時とする。

2 駐車場の1回の利用は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の午後12時までを限度とする。ただし、やむ得ない場合には、管理者の判断によりこれを延長する事が出来る。

(供用の休止等)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の全部又は一部について、供用の休止、駐車場の隔離、車路の通行止及び車両の退避を行うことができる。

- (1) 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、ガス中毒、施設及び器物（以下「施設等」という）の損壊、交通事故、伝染病その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上、供用の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、管理上緊急の措置をとる必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第5条 駐車場に駐車することができる車両は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車で積載物又は取付物を含めて長さが5.0m、幅が2.0m、高さが2.3m及び重量が2.0tを超えないものに限る。

2 前項に規定する基準に該当しない車両のほか、自動二輪車、原動機付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車、軽車両、牽引される車両は駐車することができない。

第2章 駐車場の利用方法及び事故

(駐車場の入出等)

第6条 利用者は、車両を入場させるときは、入口において駐車券の発行を受けるものとする。

- 2 利用者は前項の駐車券を携帯し、管理者が請求した場合には、これを提示するものとする。
- 3 利用者は、車両を出場させようとするときは、出口の料金精算機において、駐車券を返却し、駐車料金（規則に規定する「利用料金」のことをいう。以下同じ）を納付し、必要に応じて駐車料金領収証を受領したのち、出場するものとする。
- 4 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置)

第7条 管理者は、利用者の駐車位置を指定することができる。

2 管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者に対し駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第8条 利用者は、駐車場内の車両通行に関して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 車両を運転するに当たり、法令に定められた資格を有すること。
- (2) 徐行すること。
- (3) 追い越しをしないこと。
- (4) 歩行者を優先すること。
- (5) 駐車区画から出る車両の通行を優先すること。
- (6) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (7) 標識、標示の表示及び係員の指示に従うこと。
- (8) その他交通関係法令の定めるところに準じて通行すること。

(遵守事項)

第9条 利用者は、前条に掲げるもののほか、駐車場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは施錠する等により盗難防止に努めること。
- (2) 駐車位置以外の場所又は車路をみだりに使用しないこと。
- (3) 他の利用者の駐車位置、管理室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙をしないこと。又、駐車場内は火器厳禁とする。
- (5) 廃棄物、引火物、爆発物その他の危険物又は人に危害を及ぼすおそれがあると認められるものを持ち込まないこと。
- (6) ごみは持ち帰るか所定の容器に入れること。
- (7) 駐車場内において宿泊しないこと。
- (8) 駐車場内において、文書、物品等の掲示、配布及び陳列、営業、演説、宣伝、募金、署名等の運動並びに集団行動、遊戯、飲酒、物乞い等の行為をしないこと。
- (9) 駐車場の施設等及び車両等（車両並びに積載物及び取付物を含む。以下同じ）を損傷（滅失、毀損及び汚損をいう。以下同じ）しないこと。
- (10) 他の車両との事故、又は他の車両等に異常の発生を発見した場合は、管理者に連絡すること。
- (11) 事故が発生したとき、又は駐車場の施設等若しくは他の車両等を損傷した場合は、管理者に直ちに届け出ること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理者の業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(駐車拒否等の措置)

第10条 管理者は、駐車場が満車である場合は入場の受付を停止するほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設等又は他の車両等を損傷するおそれがあると認められる場合
- (2) 引火物、爆発物その他危険物を積載し、又は取り付けている場合

- (3) 騒音又は臭気を発する場合
 - (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付け、又は液汁を出し、若しくはこぼす恐れがある場合
 - (5) 酒気を帯び、又は無謀な運転を行うおそれがある場合
 - (6) 前条各号に掲げる事項を遵守できないと認められる場合
 - (7) その他管理者が駐車場の管理上支障があると認める場合
- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、車両の出場を拒むことができる。
- (1) 利用者が、正当な理由なく駐車券を返納しない場合
 - (2) 所定の駐車料金を納付しない場合
 - (3) 事故を起こし、又は駐車場の施設等若しくは他の車両等を損傷した場合

(事故等に対する措置)

第 11 条 管理者は、次に掲げる事項が生じた場合は、車両等の移動その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある場合
 - (2) 利用者が駐車場の施設等又は車両等を損傷した場合
 - (3) 利用者、駐車場の施設等若しくは車両等に異常を発見し、又は被害の発生があった場合
- 2 管理者は、前項に規定する措置を講ずるにあたり、緊急の場合には、利用者の同意を求めないで応急の措置をとることができる。

第 3 章 駐車料金及び算定等

(駐車時間)

第 12 条 駐車料金を算出するための駐車時間は、入場の際に駐車券に記載した時刻から出場の時刻までの時間とする。

(時間制駐車料金)

第 13 条 駐車料金は、車両 1 台につき別表のとおりとする。

(駐車料金の不算定)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する車両については、駐車料金を算定せず、駐車料金を受取しない。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車及び同法第 51 条第 8 項の規定により警察署長が違法駐車車両を移動するために使用する車両
- (2) 駐車場の管理者又はその委託を受けた者が、駐車場の維持管理の目的のために使用する車両

(駐車券の紛失)

第 15 条 駐車券を紛失した場合は、出口の料金精算機にある駐車券紛失ボタンを押し、表示された料金を納付して出場できるものとする。

2 前項の規定により駐車料金を納付した後、紛失した駐車券が発見されても既納の駐車料金は還付しない。

第4章 引取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第16条 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第3条第2項に規定する期間を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき、又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、利用者に確認することなく、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申立てをしないものとする。

3 前二項の請求を書面により行う場合、請求を受領した車両の所有者等において管理者が指定する日までに引取りがなされないときは、引取りを拒絶したものとみなす。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後に、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第17条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両等（車内も含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第18条 管理者は、第16条第1項の請求をした後、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両等を他の場所に移動することができる。

第5章 保管責任及び賠償責任

(保管責任及び損害賠償の免責)

第19条 本駐車場は、車両を駐車するための場所を有償で提供することを目的に設置するものであり、管理者が利用者の車両等を預かるものではないため、管理者は、車両等の保管責任を負わず、車両等又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。また、次の事由によって生じた車両等又は利用者の損害については、賠償の責を負わない。

- (1) 天災地変その他の不可抗力、又は管理者の責に帰さない事由によって生じた浸水その他の事故
- (2) 車両等が原因で生じた事故及び車両等の管理不十分

- (3) 管理者の責に帰すことのできない事由によって生じた衝突、接触、その他駐車場内の事故
- (4) 第4条の規定による休止等
- (5) 第11条の規定による措置
- (6) 法令に基づく命令又は強制執行

(利用者の賠償責任)

第20条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その責を負うべき者に対して速やかに損害賠償及び費用の負担を請求する。

第6章 雜 則

(管轄裁判所)

第21条 本規程その他駐車場の利用に関して紛争が生じたときの第一審の専属的管轄裁判は、那覇地方裁判所本庁とする。

(この規程に定めのない事項)

第22条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

別表（第13条関係）

駐車時間	利用料金
1時間まで	200円
1時間を超えてから2時間まで	300円
2時間を超えてから3時間まで	400円
3時間を超えてから4時間まで	500円
4時間を超えてから5時間まで	600円
5時間を超えてから6時間まで	700円
6時間を超えてから7時間まで	800円
7時間を超えてから8時間まで	900円
8時間を超えてから9時間まで	1,000円
9時間を超えてから10時間まで	1,100円
10時間を超えてから11時間まで	1,200円
11時間を超えてから12時間まで	1,300円
12時間を超えてから13時間まで	1,400円
13時間を超えてから14時間まで	1,500円
14時間を超えてから15時間まで	1,600円
15時間を超えてから16時間まで	1,700円
16時間を超えてから17時間まで	1,800円
17時間を超えてから18時間まで	1,900円
18時間を超えてから19時間まで	2,000円
19時間を超えてから20時間まで	2,100円
20時間を超えてから21時間まで	2,200円
21時間を超えてから22時間まで	2,300円
22時間を超えてから23時間まで	2,400円
23時間を超えてから24時間まで	2,500円
24時間を超えてから36時間まで	2,500円
36時間を超えてから48時間まで	3,000円
48時間を超えてから	駐車時間12時間までごとに 500円加算